

Ⅱ 昭和20年労働組合法案審議関係史料

1. 労働組合法質疑応答書

史料出所：東京大学社会科学研究所「『旧労働三法』
立法関係資料等—松岡三郎教授資料」

〔編注：本史料1および史料2は、「第八十九回臨時帝国議会 大臣答辯資料（罰則関係ヲ含ム） 労政局」という表紙をつけて綴じ込まれている〕

労働組合法質疑応答書

質 疑 目 次

總括質問

- 一 労働組合法案は其の重要性に鑑み慎重検討の要あり且其の性質上眞に民意を代表すべき總選挙後の特別議會に附議すべきに非ずや。
- 二 戦後我が國企業界の著しく微弱となれる今日嘗ての法案以上に進み居ると考へられる本法の制定は不適切に非ずや。
- 三 本法の制定は労働組合の本旨を解せざる労働者に却つて驕激なる行爲に出でしむる虞なきや。
- 四 労働組合の争議行爲に付ての正當、不當の限界如何。
- 五 資本主義等現在の經濟制度を破壊することを目的とする労働組合を容認するや。
- 六 産報精神乃至單位産報等勞資一体的團體に対する政府の所見如何。
- 七 軍國主義者極端なる國家主義者等は労働委員會の委員又は労働組合の役員には選任せざるべきものと思ふも如何。
- 八 現在地方廳に勤勞厚生に関する事業主を主体とせる團體設置せられつゝあるも、之に対する政府の方針如何。
- 九 労働組合に対応し使用者團體を法認するの要なきや。
 - 一〇 労働組合と同様農民組合、漁民組合等に付ても之を法認するの要なきや。
 - 一一 政府は労働省設置の意なきや。尚地方末端に通ずる労働行政機構刷新の意なきや。
 - 一二 政府は労働協約法を別に制定の意なきや。
 - 一三 政府は労働争議調停法改正の意思なきや。
 - 一四 政府は労働裁判所を設置するの意なきや。
 - 一五 本法案施行に要する豫算如何。

逐條質問

第一條關係

- 一六 「労働者ノ地位ノ向上」とは如何なる意義なりや。

- 一七 何故勞務法制審議委員会の答申にあつた「經濟的、社會的、政治的」を又「文化ノ進展」を削除せるや。
- 一八 本條第二項の規定に依り組合の正當なる行爲は具体的には如何なる法條の罰を受けざることゝなるや。
- 一九 何故本條に適用すべからざる法令の條項を具体的に掲げざるや
- 二〇 労働組合の彈圧法令は府縣会〔ママ、令?〕にも相当あると考へるが如何
- 第二條關係
- 二一 本法案に於ける労働組合に関する定義は余りに寛大なる爲、却つて其の健全性を害する惧なきや。
- 二二 労働組合に労働者以外も加入出来るや、尚加入し得るとすれば、所謂「労働ブローカ」が介入し組合の健全性を害するの惧なきや。
- 二三 組合員の年令、國籍等に依る制限を設くるの要なきや。
- 二四 組合の組織は其の使命が主として使用主又は其の團體に対する團體交渉に在るに鑑み産業別又は職業別とするを適當とせずや。
- 二五 本條第一項中「自主的」とは如何なる意味なりや。
- 二六 組合の最少員数を定むることを要せずや。
- 二七 労働組合は商行爲を爲し得るや。
- 二八 本條各號の基準は甚だ明瞭を欠くも具体的に説明せられ度
- 二九 組合に第三者（政府）が補助金を出す場合は如何（勞務協會の如きは如何）
- 三〇 「使用者」の定義如何
- 第四條關係
- 三一 官業従業者乃至官吏の労働組合結成に対する政府の方針如何
- 第五條關係
- 三二 此の届出は設立要件なりや。
- 三三 届出の有無に拘らず設立せらるゝとすれば取引の安全を害せずや。
- 第六條關係
- 三四 組合の否認は組合設立後数年にして爲さるゝ場合あるべく、かくては第十四條の解散命令と同様の効果あるべきも、解散命令に比し著しく手續簡易なる理由如何
- 三五 行政官廳は労働委員會の決議に拘束さるゝや。
- 三六 法令に違反する規約は當然無効ならずや。
- 三七 規約だけでなく決議等に付ても同様の措置を要せずや。
- 第七條關係
- 三八 名簿の備付は主たる事務所のみにて足らずや。
- 第十條關係
- 三九 組合の交渉は組合員たる代表自ら之を爲すべきに非ずや特に組合が、組合員外の者で不當なる者を委任したる場合には使用者が困らないか。
- 四〇 本條に基く交渉には相手方は應ずる義務ありや。

第十一條關係

〔編注：原史料では次の質疑事項が墨で塗り消されているが、以下の如く読みとれる。〕

「四一 本條違反ニ對シテ何故罰則ヲ設ケズヤ」

四二 團結の自由は加入の自由と共に脱退不加入の自由をも含むべきに非ずや。即ち「オープンシヨツプ」の規定を設くべきに非ずや。

第十二條關係

四三 違法の労働爭議なりや否やは如何に決定するや。

四四 違法なる個々の組合員の爭議行為に付ては組合乃至其の役員も責任を負ふや。

四五 協定違反の爭議と雖も、眞に止むを得ざるに出づる場合が多いと考へるが寧ろ罰則に依るを適當とせずや。

第十三條關係

四六 共済事業等の基金を總會の決議と雖も之を他に流用することは不適當に非ずや。

四七 昭和六年の政府案では選舉に出捐することを禁じて居る同様の制限を必要とせずや。

四八 組合の役員が此の規定に違反するときは如何なる責任を負ふや。

第十四條關係

四九 本條に解散とは現実に團結乃至結社そのものを解く趣旨なりや。

第十五條關係〔編注：原史料には「第十五條關係」の表記なし〕

五〇 「屢々法令ニ違反シ」と言ふは不要に非ずや。

第十六條關係

五一 取引の安全上、組合は總べて法人にすべきに非ずや。

五二 法人格なき組合は対組合員、對外或は訴訟上如何なる法律關係となるや。

五三 法人たる組合に付合併、分割等に付相当の規定を要せずや。

第十八條關係

五四 免税を法人たる労働組合に限りたる理由如何。

五五 營業税は免税せざるや。

五六 第十八條に「命令ニ定ムル所ニ依リ」とは如何なる事項を規定するや。

五七 不動産取得税は免税せざるや。

第二十條關係

五八 労働協約に有効期限を定めたる理由如何。尚有効期間中解約破棄し得ずや。

第二十二條關係

五九 公序良俗法令に反する協約も有効なりや。

六〇 協約に基く機関とは如何なるものなりや。

六一 本條規定の趣旨如何、特に四分の三とせる理由如何

第二十三條關係

六二 本條に於て「大部分」と言ふのは何の程度を謂ふものなりや。

六三 第二項に於ける「修正」とは如何なる場合に爲すや。

第二十六條關係

六四 第三項の「地方」「一定ノ地区又ハ事項」とは如何。

六五 推薦の母体となるべき使用者団体・労働組合如何。

六六 労働委員会には如何なる職員を置くや。

六七 労働委員會の委員又は職員を公務員とせる結果、如何なる法律効果ありや。

第三十二條關係

六八 「労働條件特ニ適切ナラズ」とは如何なる場合なりや。

六九 労働委員會の建議通りに地方長官之を實行するや。

七〇 第五章罰則に於て規定したる刑量は如何なる基準に基くや。

一、問 労働組合法案は其の重要性に鑑み民意を代表すべき總選舉後の特別議會に附議すべきに非ずや

答 一應御尤もであります。労働組合の結成は目下急速に進展しつつあり且このことは産業労働の民主化の基本要件でありますので其の健全なる結成及活動を助成することは一日も速かなることが望ましいと考へ、急速立案の上本議會に附議したものであります。

二、問 戦後我が國企業界の著しく微弱となれる今日嘗ての法案以上に進み居ると考へられる本法の制定は不適切に非ずや

答 その点を危惧せられることは一應考へられるのであります。お話の通り現下我國の産業力が著しく弱まり、勞資の強弱關係も戦前に比し著しく変化しつゝあること、又一面資本と經營との分離の趨勢は勞資對立關係を漸次變質せしむるであらうことも充分認めらるる所であります。然し乍ら今後の平和日本に於ける労働界はポツダム宣言第十項中に示す「日本國政府ハ日本國民ノ間ニ於ケル民主主義的傾向ノ復活強化ニ對スル一切ノ障礙ヲ除去」し「言論、宗教及思想ノ自由並ニ基本的人權ノ尊重ヲ確立」することに準據して發展せしめらるべきものであり、尚民主主義化の具体策として過般マックアーサー司令官より首相に示された五項目中の一として労働者の搾取と酷使からの防衛及び其の生活水準の向上の爲有効なる発言を許容するが如き權威を與ふる爲に労働組合を促進助長すべきことが要請されて居るのでありまして、政府と致しましても其の線に沿つて努力を致しつつある次第であります。然し、翻つて現實に我が労働界を觀ましても使用者に對し労働者が個人として均等に相對し得る關係に在ると見ることは未だ極めて現實に遠いものがあると思へます。而して又労働組合を嘗ての如く單に強者たる事業主に對して弱者たる労働者が團結力に依つて其の利益を保持せんとするものなりとのみ睹ることも甚々狭い見解であると思へらるるのでありまして労働者を無組織の儘放任するときは彼等の考ふる所、言はんと慾する所を十分に振暢することが困難であり、又其の眞實を的確に捕捉することも出來ず労働者自身のみならず事業主にとつても又國家、社會にとつても頗る不利不便たらざるを得ないのであります。

今や平和日本の再建の爲には國民相倚り相扶け、すべての者が新日本建設の重責を進んで果すべきことが要請されるのでありまして、之が爲に民主的組織化が出來得る限り廣く且急速に爲さるべきことが正に喫緊の要務と考へられるのであります。而して民主的組織の重要な一翼たる労働組合の急速且健全なる發展育成を期する上に於て組合法を制定して據るべき基準を示すことが望ましく而も現下の情勢より考へ此の程度の内容の組合法を制定致しますことを適當と考へて居る次第であります。若し夫れ萬一労働者が團結の力を濫用するが如きことがありまするならば社會に公正なる輿論があり不正は當然排除せられるでありませうし、又本法案中に規定する勞資及第三者代表より成る労働委員會の活動は労働組合の適切妥當なる發展に付充分期待し得るものがあると思ひて居ります。本法の制定に對し客觀的に正しきを持する事業主にとつて決して危惧

することはなからうと存じます。

三、問 本法の制定は労働組合の本旨を解せざる労働者に却つて驕激なる行爲に出でしむる虞なきや

答 結社、言論等凡ゆる部面の民主主義化に伴ひ産業労働界に於ても労働組合の活発なる結成は法制定の有無に不拘必至の情勢にあるのでありまして驕激なる行爲の生ずるや否は法制とは関係なく起り得るのでありまして斯かる情勢に於きましては却つて速かに法律を制定して其の據るべき所を明示し、之に依り官民一體となり勞使間に於て未だ労働組合の本旨を解せざる者には充分に其の趣旨を徹底せしめ以て労働組合の健全なる伸暢を圖る必要があると考へるのであります。

労働組合に関する法律の制定に當り組合を繞り勞資雙方に起り得べき凡ゆる不當なる行爲を心配して之を抑制し取締ると言ふことを主眼として考へるならば構想は自ら別のものとなります。然し乍ら産業労働界を啓蒙し其の民主化を圖ることが最緊要なる現在に於きましては先づ労働組合の結成並に活動に對する從來の各般の障礙を除却し闊達なる發展を企圖致しますことが第一の要請であると存するのであります。當初より弊害を豫想して色々の制約を加ふことは却つて無用の紛争を起すこと諸外國の労働組合関係、立法の沿革に徴しても明かな所でありまして、労働組合活動の發展に伴ひ弊害を生じ抑制すべき點の生じましたときは輿論に従ひ適時圓滿適當なる制約乃至規律を與へる様にするのが策の得たるものと考へるのであります。

尚本法案に於きましても組合や組合員に對し全く自由勝手に認めると言ふことが趣旨ではないのでありまして、組合や組合員の行爲も社會通念より不當と考へられるものは第一條第二項に該當せざるものとして當然断乎處罰されることになり、第十二條に依り爭議行爲が正當ならざるものなりとき乃至協定違反なるときは損害賠償の責任あるものとし又第十三條に於て他の目的に積立てたる基金を政治運動に流用することを禁ずる等必要と認めらるる制約は附してキる譯であります、尚勞、資、中立の各代表者より成る労働委員會に依り種々紛争議等の調整を圖る様に致して居り、更に官民一致勞資相共に組合の健全なる育成に努力致しまするれば必ずや所期の成果を收め得ると信ずるのであります。

四、問 労働組合の爭議行爲に付ての正當、不當の限界如何。

答 労働組合の如何なる爭議行爲が正當なりや否やは個々の具体行爲に付且之を繞ぐる客觀的諸條件の如何に依り其の時代に於ける一般正當なる社會通念を以て判断すべきものであり、而して之が最終決定は裁判所に於て爲さるべきでありまして今茲に畫一的に申すことは甚だ困難なことであります。此の事は諸外國に於ても同様でありまして、國に依り色々規定を設けて居りますが結局は具体的に決定するの外無き状態であります。かくて問題は結局他の方法例へば輿論とか更に具体的には調停仲裁等に依ることを必要とするに至る譯であります。

所で一般的趨勢に依りますれば、諸外國も同様であります、爭議行爲は順次合法と認めらるる範圍を擴大しつつあるのでありまして

(1) 平穩なる同盟罷業、同盟怠業及之に伴ふ見張立番所謂「ピケツチング」の如きは勿論

合法であり之を直に刑法の業務妨害罪、警察犯處罰令の濫に他人の身に立塞り又は追隨するものとして處罰すべきものではないと考へます。

(2) 團體交渉は之を直に刑法の脅迫罪、警察犯處罰令の面會強要に該當するものとすべきではないと考へます。

(3) 又爭議に伴ふ通常の集團行爲を以て直に刑法の騷擾罪に該當するものとし又行政執行法第一條を適用し犯罪の惧ありとして検束すべきものではありません。

以上の趣旨に依り本法の第一條第一項、第十二條が夫々規定せられて居る次第であります。

五、問 資本主義等現在の經濟制度を破壊することを目的とする労働組合を容認するや。

答 労働組合は本法案第一條所定の通り終戦後の産業の興隆に寄與することが望ましく、現在の經濟制度を根本的に破壊せんとする目的を持つ組合は政府としては甚だ望ましくないものとする考へる次第であります。

併しながら一般に思想の自由なる今日、労働組合に付てのみかかることを制壓することは適當でなく、又かかることは徒らに法律を以て制壓するのみを以て目的を達すべきでなく廣く民意に従つて決せらるべきものと考へられます。即ちかかる組合に付ましても〔ママ、対しましても?〕其の現實の目的行動が法案第二條に適合する限り之を法認すべきものと考へる次第であります。

尤もかかる組合は民意の決する所自ら弱力乃至衰微するものと信じて居ります。

六問 産報精神乃至單位産報等勞資一体的團體に対する政府の所見如何

答 産報精神に付きましては其の謂ふ所の産業報國、事業一家、或は勤勞の國家性、人格性、生産性の理念は一の勤勞理念として妥當なるものと考へられるのでありますが、更に進んで、勞資一体、秩序に従ひ服従を重んずべきことを強張するに従ひ、其の理念たるや著しく現實を遊離するの弊を露呈し、特に今次の戦争中に於きましては宣官〔ママ、宣喚?〕の威力と相提携し高遠なる理想を即現實なるものと假裝し、單に労働者を一方的に抑壓するの傾向顯著なりしものあつたことは否定し得ざる事實と考ふる次第であります。

かくて、政府に於きましては、終戦直後産報運動の指導統轄体たる大日本産業報國會及都道府縣産業報國會、地方鑛山部會を解散せしむるの措置を講ずると共に眞に自主的な労働組合を助成し以て労働者の闊達なる意思の振張を圖るの態度を鮮明した次第であります。

而して今般更に右方針を徹底する爲各工場事業場に於ける所謂單位産業報國會に付きましても、之を解散せしむることゝ致した次第であります。

七問 軍國主義者極端なる國家主義者等は労働委員會の委員又は労働組合の役員には選任せざるべきものと考ふるも如何。

尚之に関し産報指導者は如何に考ふるや。

答 労働委員會の役員又は労働組合の役員には其の性質上軍國主義者、極端なる國家主義者等は絶対に排撃すべきものと考へて居ります。

而して産報運動の指導者に付きましても同様の趣旨に依り其の可否を個々人に付具体的に判断すべきものと考へて居ります。

八問 現在地方廳に勤勞厚生に関する事業主を主体とせる團體設置せられつつあるも、之に對する政府の方針如何。

答 勤勞厚生に関する事業はそれ自体極めて望ましき事柄であり、而してそれには相當の経費も要するのでありますから、それを事業主が自發的、自主的に負担して爲すことは結構な事柄であると考へて居ります。併しながら、一面かかる事業は経費は事業主に於て負担するに致しましても其の事業を効果的ならしむる爲□□労働者代表特に組織化せられたる労働組合の代表者をして其の運営に参加せしめ、或は進んで、組合聯合体の如きものが相當力を持つに至つた場合には、之を□民主的運営に當らしむることが適切であり、又そのことは組合の健全性と□□性保持せしむる所以でもあると考へ□□□ます。

現にかかる方針を各地方長官に指示し居る次第であります。

九問 労働組合に對應し使用者團體を法認するの要なきや。

答 労働組合が單に一使用主に對してのみならず、進んで産業別、職業別、或は地域別に依り使用主團體と勞資關係の調整、労働條件の規準等に関し種々自主的且平和的協定を爲すことは、其の本来の重要使命であり、且又極めて望ましい所であり、本法案に於きましても第三章労働協約の規定に於て之を期待し居る所であります。従ひまして労働組合に對應し、かゝる趣旨の使用主團體の結成も亦望ましいと考へるのであります。併しながら、かかる使用主團體の結成、活動に付ては別段之を阻害するやうなものもなく従つて法律に依り其の團結權を保障する等之を保護助成する現實の必要はないのみならず、一面かかる使用主團體は單に對労働組合の關係に於て結成せらるるものでなく、同業關係の調整、その他廣く産業、經濟的使命を持つて結成せらるべき性質を有するものでありますので、英佛の例には據らず、之を切離し別途考究し居る次第であります。（尚詳細は商工省より答辯のこと）

一〇問 労働組合と同様農民組合、漁民組合等に付ても之を法認するの要なきや。

答 農業界、漁業界に於ても其の民主化を圖る上に於ては農民組合、漁民組合等の結成が望ましいことは、労働組合の場合と同様であります。然しながら、一般に農民、漁民の労働は法律關係が工場事業場の労働者とは異り、例へば小作と雖も事業主乃至經營者たる地位にあるのであります。従ひまして是等の組合の結成乃至活動の保護助成は労働組合とは著しく異つた方法に據るべきものと考ふるのでありまして、かかる見地より此の問題は別途取扱つて居る次第であります。（尚詳細は農林省より答辯のこと）

一一問 政府は労働省設置の意なきや。尚地方末端に通ずる労働行政機構刷新の意なきや。

答 今後に於ける労働の占むる經濟的、社會的、政治的役割の重大性に従つて之に関する行政の重要性より、労働省設置の要請せらるる意味は充分理解せらるる所であります。（政府に於ては慎重に考究中であります。）又地方末端を通ずる労働行政機構の刷新に

付きましては、先づ労働行政を警察行政より切離し、末端に於ては勤労署を擴充して之に統合すると共に、特に關係官吏の質の向上を圖ることとするの外、地方廳の全部及勤労署の必要なる個所には本法案に規定する労働委員會を附置して、其の民主化を期する所存であります。

一二問 政府は労働協約法を別に制定の意なきや。

答 労働協約は元來勞資の事實上の折衝の所産であり、従つて亦其の効力、存續等も兩者の事實上の努力に依つて担保せらるべき本質を以て居るものであり、現に戰前何等の法的規定なくして相當多数の労働協約が立派に存在し得たやうな次第であります。従ひまして、之を純法律的に考ふるときは種々詳細なる規定を必要とする譯であり、佛國の如く詳細なる法制を持つて居る國も無いのではありませんか[ママ]、我國と致しましては、右の事情に即應し最少限度必要と考へられる規定を本法案に規定するに止めた次第でありまして、少くとも差當り別途協約法制定の意思はありません。

一三問 政府は労働争議調停法改正の意思なきや。

答 労働争議の豫防解決に関しては本法案中に若干の規定を設けて居りますが更に政府に於きましては、現行労働争議調停法が施行以來約二十年、差したる効用を發揮し得なかつた實施狀況に鑑み之を改正、又は廢止し、眞に労働争議の豫防、早期解決に實効なる法律を制定するの要あることを痛感致して居ります。
而して之が立案に付きましては其の性質上充分關係有識者の意見を參酌したる上急速に成案を得たき所存であります。

一四問 政府は労働裁判所を設置するの意なきや。

答 労働に関する民刑事の法律問題を簡易、迅速且其の實態に即して裁判すべき労働裁判所設置の意義は充分認めらるる所と考へます。然しかかる特別裁判所設置の問題は種々技術的な困難をも伴ひますので之に付きましては更に労働争議調停法の検討の際に一緒に慎重考究致し度い所存であります

一五問 本法案施行に要する豫算如何。

答 本法案施行に付きましては、例へば労働委員會の設置等に付若干の豫算を要する次第であります。法案の決定が急速且議會間際に爲されました關係上、所要の豫算の精細の検討を爲し、所定の手續を経て今議會に上呈する暇の無かつたことは、眞に遺憾とする所ではありますが、右の様な次第でありますので何卒御了承を得たいと存じます。本豫算に付きましては、法施行の日までには、適當なる措置を講じ其の施行に遺憾なきを期する所存であります。

第一條關係

一六問 「労働者ノ地位ノ向上」とは如何なる意義なりや

答 主として「労働者ノ經濟的地位ノ向上」を謂ふものなることは一般に労働組合の性質上當然のことではありますが、尚附隨的には之と一体不離の限度に於て「社會的、政治的

地位の向上」をも包含する趣旨であります。

而して労働者は個人々々として居るよりは相互に團結を爲すことに依り、一面に於ては内、相互に共済修養を爲すに依り、物心両面の充實を圖ることが出来、他面、外、に對しては統一乃至秩序ある言動に依り、他の之に對する評價を高むることとなる譯でありますので、茲に「團結權ノ保障ニ依リ□□」と規定したる次第であります。

一七問 何故勞務法制審議會〔ママ、勞務法制審議委員會・以下同じ〕の答申にあつた「經濟的、社會的、政治的」を、又「文化ノ進展」を削除せるや

答 勞務法制審議會の意見も、労働組合は主として、經濟的團體であるとして居るのでありまして、従つて茲に「經濟的、社會的、政治的」と三者同列に規定することは右組合の主目的を不明瞭ならしむる惧があるのでかやう致した次第であります。又「文化ノ進展」を削除致しましたのも同様の趣旨より主として經濟の興隆に寄與せんとする趣旨で、「文化ノ進展」を積極的に排除したものではありません。

即ち右改正は決して勞務法制審議會の本旨に反するものとは考へて居りません。

一八問 本條第二項の規定に依り組合の正當なる行爲は具體的には如何なる法條の罰を受けざることとなるや

答 主として

(1) 刑法第六條の騷擾罪、同じく第二百二十四條の業務妨害罪

(2) 警察犯處罰令の第一條第三號の諸方徘徊、同じく第四號の面會強請、強談威迫、第二條第五號の他人行爲に對し悪戯妨害、同じく第三十一號の他人に對する立塞り又は追隨等の罪

(3) 出版法の第二十七條の安寧秩序を妨害する文書出版に関する罪

等であります、従て又是等の行爲に關しては行政執行法第一條の豫防檢束、出版法第十九條の發賣頒布禁止又は差□〔差押？〕は爲す等〔ママ？〕は爲し得ず、更に暴力行爲取締法に依る加罰は爲すべからざるものと考へて居ります。

而して、當該行爲が正當なりや否やは個々の具體行爲と之を繞ぐる客觀的諸條件に付、正常の社會通念を以て判断せらるべきものでありますから、一面に於て程度を超えたる行爲には右の各處罰が果〔ママ、課〕せらるることあるべく、又一面に於ては右以外の犯罪にも該當せざる場合もある譯であります。

一九問 何故本條に適用すべからざる法令の條項を具體的に掲げざるや

答 元來組合の行爲が正當なりや否やは各具體的行爲と之を繞ぐる客觀的諸條件に付正常なる社會通念を以て判断すべきものであり、相當の弾力性ある適用を必要と考へられかやう致した次第であります。

二〇問 労働組合の彈壓法令は府縣令にも相當あると考へるが如何

答 (府縣令は各地方長官が夫々制定致して居りますので中央本省に於ては其の全部を一々精細に承知致して居りません)

(然しながら) 本法案の第二條は勿論それ等の府縣令に依つても罰せざる意味でありま

すが、尚此の機會に左様な府縣令は廢止しても他に影響のないものは廢止せしむるやう措置する所存であります

第二條關係

二一問 本法案に於ける労働組合に関する定義は餘りに寛大なる爲、却て其の健全性を害する惧なきや

答 元來労働組合は自主的、自然發生的なる本質を有するものである譯でありますし、一面本法に於ける労働組合の定義は本法に於て労働組合として取扱ふものを規定したものであり、別に本法の労働組合に該當せざる組合は其の結成を禁止すると言ふ趣旨ではありません

従ひまして、本法に於て労働組合として扱ふべきものの定義に際し、色々の制約を附することは、即ち法外の組合を徒らに多くする所以となり、却つて種々支障を生ずる結果となると思ふのであります。寧ろ定義は極力寛大に規定し、廣く之等を法律上の組合として取扱い、以て之が健全なる發達を助成するのが賢明と考へかく規定した次第であります。

二二問 労働組合に労働者以外も加入出来るや、尚加入し得るとすれば、所謂「労働ブローカー」が介入し組合の健全性を害するの惧なきや

答 労働組合は労働者が主體たる限り、第三者の加入を認むることと致して居ります。即ち第二條に「労働者が主体トナリ」とは其の意味であります。

而して、其の場合「労働ブローカー」が介入し組合の健全性を害するの惧なきとの御質問であります。第三者□□□は組合員一般の承認なくしては實際問題としては爲し得ざる所であり、左様な不良「ブローカー」は自然排除せられるのと期待し居る次第であります。

二三問 組合員の年令、國籍等に依る制限を設くるの要なきや

答 別段其の必要は無いと存じます。即ち年少者と雖も苟も労働者として一職場に働いて居る者は相當の自主性のあることが普通であり、且組合加入行爲は法律的には民法の規定に依り親權者の同意を要する譯でありますから支障は無いと存じます。

又外國人等に付ては現在の一般社會生活乃至法律に於けると同様特段の差別扱は不要と信じます。

二四問 組合の組織は其の使命が主として使用主又は其の團體に對する團體交渉に在るに鑑み産業別又は職業別とするを適當とせずや

答 御意見一應御尤であります。組合の結成組織は其の使命に鑑み自然産業別乃至職業別となり、又其の方向に進展するものと豫想せられ、それが亦望ましきこととも考へられるのであります。法律に於て當初よりかかる制約を設くることは、組合の自然發生的性格等に鑑み適當でないと思へます。

二五問 本條第一項中「自主的ニ」とは如何なる意味なりや

答 他の差金に據らず、自ら其の必要を感じと言ふ意味であります。(尚かかる限度に於ては此の際必ずしも、強壓に亘らざる他の勧告等を排する譯ではありません)

二六問 組合の最少員数を定むることを要せずや

答 組合は一の團體でありますから、相当員数の組合〔ママ、組合員〕を必要とすることは勿論であります、然しながら何人居れば團體と認むべきや否やは各實情に即し一般通念に依つて決するを妥當と考へ、茲に畫一的基準は設けなかつた次第であります。餘りに少員数にして團體の實を備ふるものなりや否やに疑あるときは、労働委員〔ママ、労働委員会〕の決議に依り之を判別することと致して居ります。

二七問 労働組合は商行為を爲し得るや

答 營利を目的とする商行為は第二條の解釋よりして附隨的の程度より爲し得ないと解します。

二八問 本條各號の基準は甚だ明瞭を缺くも、具體的に説明せられ度

答 先づ各號の趣旨を述べますと、本文に於て労働組合の定義を極めて寛大に規定したことに照應し、各號に於て最少限度労働組合と認めざるものを規定したのであり、即ち、第一號及第二號は組合の自主性を缺くものと言ふ趣旨に基くものであり、第三號と第四號は社會通念上、其の目的に於て労働組合と認め難いと謂ふ趣旨に基くものであります。特に第一號、第二號に付ては其の具體的基準が明瞭を缺くやうであります、例へば第一號に付「使用主利益ヲ代表スル者」とは使用主が法人である場合には取締役、理事等の重役其の他に之に準ずる高級社員で、實際問題として組合が團體交渉の相手方とするやうな者を謂ふ譯であり、具體的には工場長はどうか、課長はどうかと言ふやうな問題が起りますが、それは夫等の持つて居る権限なり、具體的に下級者と如何なる勢力關係にありや等に依り決すべきものと考へます。(而して是等の者が下級労働者に對して使用主の利益を代表する立場なり、乃至はそう言ふ勢力關係に在る場合でも、一面自分達丈で使用主と團體交渉等を爲すべく組合を結成することは可能と考へられます)

又第二號に付きましても共濟其の他の福利事業に付ては其の經費を要し、又一面是等の經費は通常相當額を使用主に於て負担し居る事情等に鑑みまして是等に對し使用主が相當の經費を支出することに付ては本號は寛大に取扱つてよいのではないかと考へて居ります。

以上要するに具體的には個々の場合に付各規定の趣旨に則つて決定するの外ないと考へて居ります、尚此の點に付ては労働委員會に於て個々判断する丈でなく、相當の判別基準を作成することを期待して居る次第であります。

二九問 組合に第三者(政府)が補助金を出す場合は如何、(勞務協會の如きは如何)

答 第三者(政府)の補助金が、據つて以て其の自主性を喪失せしむるに至りますれば、本文の定義に依り組合たらざるに至るものとなる譯であります。

(勞務協會は主として日傭勞務者の配置調整を目的とするものでありますから組合とは認めません)

三〇問 「使用者」の字義〔ママ、定義?〕如何

答 「使用者」とは概ね雇傭主と申して差支ないのでありますが、現実の労働関係は、明確に雇傭契約と言ふ法律形態に依らず、或ひは請負契約、第三者の供給契約、組合契約、従業命令等に基づく場合があります、要するに現實に使用、従属の関係があれば、之を労働関係として取扱ふの要がある爲、かやうな言葉を使用して居る次第であります。多くの既存労働法制も左様の精神で規定乃至運用されて居る譯であります。

第四條関係

三一問 官業従業者乃至官吏の労働組合結成に對する政府の方針如何

答 官業従業者乃至官吏の労働組合結成に付ても一般的には他の労働者と別段異つた取扱の必要はないものと認めます、只實際問題としては、使用者が國家であり其の賃金給料等に付ては豫算の制約があり又現在は官吏服務規律が在り、又其の同盟罷業等は公益に影響する所極めて重大なるものがありますので、更に其の政治運動は、其の性質上穩當を缺くと認められますので、是等の點に付て必要の最少限度に於て命令を以て特段の規定を致し度と考へて居ります。

第五條関係

三二問 此の届出は設立要件なりや

答 設立要件ではありません、組合は第二條の要件を備へて設立せられれば、届出て無くとも法律上組合となる譯であります。

三三問 届出の有無に拘らず設立せらるるとすれば、取引の安全を害せずや

答 届出せざる者に付ては、過料の罰もあり又使用者等との関係に於て之を認めるとか、認めないとか争を生ずべく組合自身が色々困ることとなる譯で在りますからそのやうな者は先づ無いと考へて居ります。

尚万一無届組合に付、組合なりや否や使用者等に於て疑ありと考ふときは、其の旨を地方長官に照會すれば何分の回答するやう致します。

(尚届出組合に付てはその要求等に依り、地方長官より法上の組合たることを證する證明書の如きものを發行することも考へて居ります)

第六條関係

三四問 組合の否認は組合設立後数年にして爲さるる場合あるべく、かくては第十四條の解散命令と同様の効果あるべきも、解散命令に比し著しく手續簡易なる理由如何

答 解散命令は組合たるの實體を供へながら、他の理由に依り爲さるのであり、而も他の理由と申しますのも、法令違反、安寧秩序紊亂と言ふのでありますから、慎重の手續に據ることと致したのであります、組合否認は組合の實體を備へざるもの、即ち組合に非ざるものを組合に非ずと言ふ丈でありますから、勞資、中立各代表より成る労働委員会の決議に據る程度で好からうと考へ、かく致した次第であります。

尚地方委員会の決議に不服ある者には中央委員会への上告を認むるやう命令を以て規定

することとして居ります。

三五問 行政官廳は労働委員會の決議に拘束さるるや

答 左様であります。

第八條関係

三六問 法令に違反する規約は當然無効ならずや。

答 左様に御座います。唯實際問題として夫れが法令違反なりや否や解釋の餘地のある場合もあり、之を放任することは適當でないと考えられますので、労働委員會の決議の下に明確に其の是非を決定し變更せしむることと致した譯であります。

三七問 規約丈でなく、決議等に付ても同様の措置を要せずや。

答 理論上左様致した方が徹底する譯であります。一面に於て決議は臨時的のものでもあり、且それを一々届出させて、其の是非を委員會に於て判別することは官民共に甚だしく手数を要し且手数に比し差程の實益もないと考へ、其の規定を設けなかつた次第であります。

然し一面万が一その様な不法決議ありたるときは概ね同様の手續を経て厚生大臣地方長官に於て不法なることを一般に宣明する措置を講ずるやう致す所存であります。

第九條関係

三八問 名簿の備付は主たる事務所のみにて足らずや。

答 名簿は色々と問題のある場合に於て重要な資料でありますから事務所が數ヶ所にある場合は、各々に之を備付くる必要があると存じます。

勿論單なる寄合所の如き事務所の實體を備へざるものに付ては其の要はない譯であります。

(尚民法(第五十一條)に於ても法人に付畧々同様に規定されて居ります)。

第十條関係

三九問 組合の交渉は組合員たる代表自ら之を爲すべきに非ずや特に組合が、組合員外の者で不當な者を委任した場合には使用者が困らないか、

答 原則として第三者に據らず自ら交渉に當るのが好いことは勿論であります。交渉の内容が色々混み入り技術的或ひは法律的に困難なる場合には、所屬聯合體の指導者其の他の者に委任することを無下に排斥すべきではないと存じます

尚使用主に於て萬一不適當と認むるときは關係の労働委員會に申出られれば適當に調停致し度いと考へて居ります

四〇問 本條に基く交渉には相手方は應ずる義務ありや

答 一應「交渉する權能」〔ママ、第十条は「交渉する権限」〕を附與した丈でありますから、一般に必ず之に應ずべき義務ありと言ふことではありませんが、かゝる權能を否認し面會を拒否することは不當であることは勿論であります。

四二問 團結の自由は加入の自由と共に脱退不加入の自由をも含むべきに非ずや、即ち「オープン、シヨツプ」の規定を設くべきに非ずや

答 御意見一應御尤であります、然しながら我國に於ける現段階に於て組合法に要求する所は組合結成を自由闊達ならしめ、且之に對する阻害條件を除却することによりと考へられ「オープン、シヨツプ」乃至「クローズド、シヨツプ」に關する事項は両當事者の各實情に即する協定に委すことを適當とし、之に付法律に於て積極的に規定するの要はないと考へ左様致した譯であります。

第十二條關係

四三問 違法の労働爭議なりや否やは如何に決定するや

答 第二條の場合に於けると同様、各具體行爲に付、且之を繞ぐる客觀的諸事情に依り、一般社會通念を以て判斷すべく、劃一的に申上ぐることは困難と存じます。

四四問 違法なる個々の組合員の爭議行爲に付ては組合乃至其の役員も責任を負ふや

答 其の行爲が單純なる一組合員の行爲に非ずして、組合として行動乃至役員指令に基づくものなるときは組合乃至役員も當然責任を負ふべきものと信じます。

四五問 協定違反の爭議と雖も眞に止むを得ざるに出づる場合が多いと考へるが之に對し直ちに損害賠償の責を負はするは酷酷〔ママ〕ならずや、寧ろ罰則に依るを適當とせずや

答 一應御尤もであります苟も、労働協約に於て協定せるに拘らず之に反して突如爭議に出づることは不法行爲であり當然賠償責任を負ふべきであると信じます。

組合側に於て使用者と事前に協商の餘地なしと考へる場合でも協定による仲裁又は調停に一應附すべきであり又どうしてもそれではいけないと言ふ場合でも別に労働委員會に申立つる等の方法がある譯であります。

而して一面、損害賠償に依らず處罰に依るべしとの御意見でありまするが、處罰と言ふことになりますと考へやうに依りますと告發等に依り爭議の途上に於て檢察權が介入せざるを得なくなり、組合に酷となる場合がないとは言へません、更に損害賠償と申しましても眞に無警告に爭議を爲さざるを得なかつたことに付相手方にも責任がある場合には民法第七百二十二條の規定に依る情狀酌量が爲さるるものと考へますので程酷と申すことは無かろうと考へます。

第十三條關係

四六問 共濟事業等の基金を總會の決議と雖も之を他に流用することは不適當に非ずや

答 一應御尤でありまするが、元來基金は組合の規約に基き設定せらるるものであり而して規約は總會の決議に依り變更し得る譯でありますから、要は役員が獨斷で之を他に流用せざるやう致し、總會が特に必要と認むるときは許して支障ないと存じます、

殊に、組合乃至組合員の死命を決する如く爭議の場合に於ては總會の決議に依つて他の基金を流用することは決して各人の不利益とはならないと存じます。

只之を政治運動に流用することは組合の性質より申しても不當と考へられますので之を

禁じた次第であります〔ママ、本条は総会決議により基金を政治運動に流用することを明示的には禁止していない〕

四七問 昭和六年の政府法案では選挙に出捐することを禁じて居る同様の制限を必要とせずや、

答 本法案に於ては組合に對し主目的とせざる限度に於て政治運動を爲すことを認めて居るのでありますから、其の限度に於いて組合が自主的立場より出捐することは何等之を禁ずる理由はないと考へます。

四八問 組合の役員が此の規定に違反するときは如何なる責任を負ふや

答 役員は組合又は組合員に對して損害賠償の責を負ふのみならず刑法の背任罪又は横領罪に該當することとなります

第十五條關係

四九問 本條に解散とは現實に團結乃至結社そのものを解く趣旨なりや

答 本解散處分に依り労働組合としては解體することとなるのであります。

五〇問 「屢々法令ニ違反シ」と言ふは不要に非ずや

答 安寧秩序を紊るものに對し處斷をするものとすれば元來組合に限らず、元來一般結社に通ぢ爲さるべきものであります、故に組合に付特に之を爲さんとする場合にはよくゝの事情ある場合に限るべきものと考へ左様致した次第であります、尚本規定は組合自體に對する措置でありまして、不法行爲を爲したる組合員自體に付ては本條の發動の如何に拘らず個々人に付當該法令に依る處罰が爲さることは勿論であります。

第十六條關係

五一問 取引の安全上、組合は總べて法人にすべきに非ずや

答 組合は元來本法案の制定の如何に拘らず即ち法人格なくして社會的に存在し得るものであり、且之を必ず、法人とすることとすれば多くの弱少組合は取引の安全と言ふ便宜以上に法律上の繁煩な手續の爲參つてしまひ、結局、之を壓服する結果となる□で、之を避くる爲、かやう致したのであります。

五二問 法人格なき組合は對組合員、對外、或ひは訴訟上如何なる法律關係となるや

答 (一) 先づ對組合員關係に於ては組合の財産は各組合員の共有でなく總有と言ふことになり、實質的には法人と同様であります。唯、法人に在りては法人其のもの名義を以てするに對し、之は組合の代表者の名義を以てするの差がある丈であります、尚、組合の債務は組合の財産のみを以て爲すべく、組合員が個人的に無限責任は負擔致しません

(二) 對外關係と致しまして、總べて代表者の名義に於て之を爲すべく、その結果法人と違ひ、代表者は組合財産以外に自己の財産を以て組合の債務を辨償することを必要とすることゝなる場合がある譯であります、

(三) 訴訟関係と致しましては民事訴訟法第四五條の規定に依り訴訟能力が認められて居ります、即ち其の代表者に付之を爲す譯であります。

第十七條関係

五三問 法人たる組合に付、合併、分割等に付相當の規定を要せずや

答 組合が相當發達し、財産的取引を會社等と同様にするやうになりますれば格別、茲當分の間はかゝることは一寸想像出來ませんのでかやう致した次第であります。即ち、合併、分割の場合是一般民法の公益法人と同様、之に依り解消する組合は、清算の手續を執り新設又は變更せられたる組合は、夫々相當の手續を執る譯であります。此の間特別の規定を設け、債權債務の承繼に付繁雜な手續を爲すことは却つて實情に則はないと考へます。

第十八條関係

五四問 免税を法人たる労働組合に限りたる理由如何

答 本法案に於ては労働組合は自由に結成することが出來、官廳への届出も其の成立要件と致して居りません。従つてすべての組合に免税することは税務當局としても事務處理上極めて困難があり且脱税の弊の生ずることも豫想せられますので免税は登記に依り労働組合たることの明白なる法人たる組合に限つたのであります。

又法人たらざる組合は恐らく小さい組合でありまして課税の對象たるものを有せず従つて免税の問題も起らぬものと考へられます。

尚嘗ての政府提出の法案も免税は法人たる組合に限つて居ることを申添へて置きます。

五五問 營業税は免税せざるや。

答 營業税は營業所を有する營利法人に對し課せられるのでありまして労働組合は元來營利を目的とするものでありませんから規定する迄もなく營業税の賦課は當然問題にならないと解して居ります。

「参考」 營業税法第一條

本法ハ施行地ニ本店、支店其ノ他ノ營業場ヲ有スル營利法人ニハ本法ニ依リ營業税ヲ課ス

五六問 第十八條に「命令ニ定ムル所ニ依リ」とは如何なる事項を規定するや。

答 本法案の原案を作製した勞務法制審議委員會よりの答申案には「法人タル労働組合ニハ産業組合ニ準ジ」たる免税の恩典を與ふべき旨の答申があり、本法案に於ても其の趣旨の下に産業組合に對し免ぜられて居る税目はすべて免税することに致して居ります。即ち所得税、法人税は十七條〔ママ、十八條〕に規定し（營業税は労働組合の性質上當然免除）、登録税は本法附則で登録税法を改正して免除することゝし、尚家屋税は別途大藏大臣の指定に依り免除されることゝなつて居ります。

右の外、産業組合には特別法人税が課せられますが、労働組合は組合員の出資金に依り事業を営むものでありませんから特別法人税の賦課もありません。

然し乍ら、労働組合が今後如何に發展し如何様な内容の事業を行ふに到るか豫測し難い

のでありますが若し組合が収益を目的とするが如き事業を営む様なことが起りましたる場合之に對し何等税の課し得ないと云ふことでは他との均衡上不都合がありますので組合の所得に對する免税に付命令に依つて「収益ヲ目的トスル事業ヨリ生ズルモノ以外ノモノ」と云ふ断り書きを附したいと存じて居ります。

此處に「収益ヲ目的トスル事業」とは、組合が消費組合等を經營し其れに依り若干の所得を得るが如き場合は該當しないと云ふ解釋でありまして、例へば雑誌を發行しそれを組合員だけに低額で頒布する場合はよいが、之を相當定價で一般に販賣するが如き事業を行ふ場合は該當することゝなります

要するに一般に課税を受けて行つて居る事業と同程度の事業を行ひ、免税されて居ることが不當と考へられる場合を指すのであります。而して若し組合の中に斯の如き事業を行ふものが出来ました場合之に對し普通の所得税が課せられるかと云ふと直ちにそうはならないので或は特別法人税を課すことになるか或は他の方法に依るか此の点に付目下主税當局で考究中なのであります、乍然此處當分の間組合が右に該當するが如き事業を行ふと云ふことは豫想し得ないと考へて居ります。

五七問 不動産取得税は免除せざるや。

答 此の種の團體に付地方税たる不動産取得税を明文を以て免税して居るものがないので規定は致しませんが労働組合の特性に鑑み法人たる労働組合に付其の事務所等の用に供する不動産の取得に付ては實際上賦課せざるものとして取扱ふ様内務當局と話を付けて居ります。

第二十條關係

五八問 労働協約に有効期限を定めたる理由如何

尙有効期間中解約破棄し得ずや。

答 労働協約に付ては本法案に於て種々重要な法律上の効果を附し居り、若し有効期間を定めざる時は、其の點に付後に物議を生ずる惧がありますので左様致したのであります。

有効期間中と雖も當事者双方の協商に依り之を変更することは當然出來ると解釋して居ります。

唯だ双方の協商成らずして之を破棄することは出來ないのでありまして此の場合は労働委員會の調停等が期待さるゝ譯であります。

要するに労働協約は第十八條〔編注：二十一條の誤り〕に規定する如く産業平和の所産として、又それを維持する規範として取扱ふことが必要であり、かゝる精神に依つて運用せんとするものである譯であります。

第二十二條關係〔編注：原史料は二十三條と表記〕

五九問 公序良俗、法令に反する協約も有効なりや。

答 公序良俗に反する協約は一般法理に依り當然に無効であります。

法令に違反する協約も當該法令が強行規定であり且協約に付特例を認めざる限り當然無効であります。

六〇問 協約に基く機關とは如何なるものなりや

答 労働協約に於ては極めて一般的、抽象的事項のみを規定し労働条件の具體的規準は両當事者雙方より選出した代表者を以て構成する、例へば協定委員會の如きものに於て決定すべき旨を定めた場合に於きまして右協定委員會の如きものを謂ふのであります。此のやうなことは我國に於て戦前現實にありました多くの労働協約に其の例を見るのであります、本條は即ちかゝる口來の實情を尊重し且其のやうなことが眞に便利であることが多いことに鑑み設けられたものであります。

第二十三條關係

六一問 本條規定の趣旨如何、特に四分の三とせる理由如何

答 同一の工場事業場内に於て同一の職種に於て同一の条件の下に稼働する従業者の大部分が一定の賃金其の他の條件に服するときに、他の一部の従業者と異なる条件——それが他より好い場合でも悪い場合でも全体の秩序を害することとなる惧口ありますので即ち、少數の「アウトサイダー」を規制せんとする趣旨より設けたものであります。四分の三と申しますのは、別段確固たる根據がある譯ではありませんが、此の程度の多數なら、他の少數に及ぼしても好からうと言ふ考へであります。

第二十四條關係

六二問 本條に於て「大部分」と言ふのは何の程度を謂ふものなりや、

答 前條規定の精神より、概ね四分の三程度を謂ふのであります。本條の場合は一定の地域内と言ふことになつて居りますので、其の一定の地域内の労働者の数は必ずしも明確でない場合が多いので、かやう致したのであります。具體的には、右趣旨に則り労働委員會が決議することと致して居る次第であります。

六三問 第二項に於ける「修正」とは如何なる場合に爲すや

答 同種の産業又は職業と申しまして、其の範囲内で更に細別すると色々の特殊のものがあり、又全く同一と致しましても工場に依り色々と福利施設が違ふ場合があり、之に一律に適用することが不適當なる場合には、夫々實情に即する如く修正すると言ふ趣旨であります。

第二十六條關係

六四問 第三項の「地方」「一定の地區又は事項」とは如何

答 「地方」とは都道府縣であり、「地區」とは勤勞署の管轄地區の意でありまして、之は工場事業場の殆んど無いやうな所は委員會は設けません、「事項」とは、一面に於て、船員に關する事項の如く一般に特定の地域に限定し得ざる事項に付て特別の常設委員會を設くる場合があり他面に於きましては、特殊の知識經驗を必要とする事案に付臨時の委員會を設くべきことを豫想して居るものであります。

六五問 推薦の母體となるべき使用者團體、労働組合如何

答 其の地域乃至其の事項に付、一般的に最も、代表能力ありと認められるるもの——

又は二以上——に付各具體的に選定致します、
而して、本法施行の日迄にはかかる規定に刺戟せらるる等により、かかる團體、組合は必ず結成せられると期待致して居ります。

(尚當該地域内に適當な労働組合が無い場合には其の地域を十分に其の勢力範圍とする組合聯合體を推薦の母體とする積りであります。)

六六問 労働委員會には如何なる職員を置くや

答 労働委員會は、單なる諮問機關でなく自ら行政官廳を拘束する決議を爲し、其の他第二十六條に規定する調査、調停等色々の仕事を擔當するので、之の仕事の迅速且圓滑なる遂行を期する爲には相當充實した職員を其の下に置くことを要するものと考へて居ります、

概ね是等の職員には幹事、書記の名の下に、主として勞務官等其の道に明るい關係官吏を以て充つる所存であります。尚右勞務官は特別任用制に依る官吏でありますので、特に民間に於ける學識經驗者に之を登用する所存であります。

六七問 労働委員會の委員又は職員を公務員とせる結果、如何なる法律効果ありや

答 刑法に基き其の第四條に基く國外犯の規定が適用され、業務に對する妨害は、公務執行妨害罪となり（第九五條、第九六條）、又之に關し公文書偽造罪（第一五五條）、偽證罪（第一五六條、第一六〇條）が成立し、又之に付瀆職罪（第一九三條、第一九七條、第一九七條の二、第一九七條の三）が成立することとなります、其の他刑事訴訟法、民事訴訟法等、所定の規定の適用ある譯であります

第三十二條關係

六八問 「労働條件特ニ適切ナラズ」とは如何なる場合なりや、

答 主として、労働組合が結成されない工場事業場に於て、賃金等が著しく不當に劣悪なる場合を謂ひます。

六九問 労働委員會の建議通りに地方長官之を實行するや

答 左様であります、唯茲に「地方長官〔編注：本条は「行政官庁」〕……必要アリト認ムルトキハ……得」と規定致しましたのは建議の内容が常に具體的でなく、例へば單に「何々スルヤウ努ムルコト」と抽象的に記載せられ居る如き場合もあるべきを以て、そのやうな場合には直に具體的な規準を指示することは不可能でありますから左様致したのであります

七〇問 第五章罰則に於て規定したる刑量は如何なる規準に基くや

答 是等の罰則は大體類似の平時法令に準據致したものであります

2. 第89回帝國議會想定質疑 追加（二）（經濟課關係）

史料出所：東京大学社会科学研究所『『旧労働法』
立法關係資料等—松岡三郎教授資料』

第八十九回帝國議會想定質疑 追加（二） （經濟課關係）

労働組合法案に關する事項

目 次

(一) 第一條關係

第一條第二項の意味如何、又労働組合の團體交渉其の他の行為云々は具体的に如何なるものを意味するのであるか

(二) 第二條關係

「監獄ニ於テ勤務スル者」の範圍如何

(三) 第十一條及第三十三條關係

「不利益ナル取扱」とは何か

第三十三條を設けたる理由如何、特に其の刑の重き理由如何

(四) 第十三條關係

本條の規定に違反し總會の決議を経ずして基金を他の目的に流用した場合に之を處罰すべき罰則が必要ではないか

(五) 第十五條

本條には罰則の裏付を必要とすると思ふが如何

(六) 第二十五條

本條の規定に違反して爭議行為を為した場合に之を處罰すべき罰則が必要ではないか

(七) 第二十九條及第三十五條關係

第三十五條の刑は輕きに失すると思ふが如何

(八) 第三十條及第三十四條關係

第三十四條の刑は果して適當なりや又「職務ニ關シ知得シタル秘密」とあるは意義明確を缺くと思ふが如何

(九) 第三十二條第三項

使用者が本規定に違反し労働條件其の他の待遇に關する規準を労働者に周知せしめない場合に其の使用者を處罰する罰則が必要ではないか

(一〇) 第三十三條關係

前掲（三）

(一一) 第三十四條關係

前掲（八）

(一二) 第三十五條關係

前掲（七）

(一三) 第三十六條關係

本條は國家に違反行為ある場合に適用ありや又本條の適用より第三十五條後段を除外したる理由如何

(一) 問 第一條第二項の意味如何、又労働組合の団体交渉其の他の行為云之々は具体的に如何なるものを意味するのであるか

答 本規定は本法に於て労働組合の団体交渉等の権利が認められ労働組合の健全なる發達が力強く助成せられることになつた結果此等団体交渉等の組合活動中一應形式的には犯罪の構成要件に該當するものも刑法第三十五條の解釋よりして所謂刑法上の正當行為と認められる場合を生ずることになるので其の事を注意的に規定した譯である。従つて本法中に假りに此の條項が無くとも本法に基く労働組合の組合活動上の個々の行為に付刑事上の問題を惹起した場合に之が刑法第三十五條に該當するや否やを判断すべきは裁判檢察上當然の事であるから理論的には斯かる規定を必要としないと謂ふ事も考へられるのであるが、政府としては労働法制審議會〔ママ、以下同じ〕の答申の趣旨をも尊重し労働組合の団体交渉其の他の行為中本法の目的を達成する為に為された正當なる行為に付不當な取締を以て臨むことの無い様明文を以て之を規定する方が適當であると考へた次第である。労働法制審議會の答申に於ては當時の新聞發表に依り周知の如く、殊更に適用を廢除せらるることあるべき刑罰法令を列擧してあつたのであるが、刑法第三十五條は凡有の刑罰法令を通じ刑法上の違法性判断の基本概念を規定した法規なのであるから本法に於ては特に概括條項的の規定方式を採つたのである。從來の例に依れば、具体的に問題となる法規は刑法の業務妨害罪（二三三條）や警察犯處罰令中の面會強要（一條四號）等であらう。素より其の行動が不當で苟くも犯罪を構成する場合は之を取締るべきは勿論のことであつて、例へば故なく人の住居に侵入することがあれば住居侵入罪に問はれるし又相手方に暴行を加へたり傷害を與へたりすれば夫々暴行罪や傷害罪が成立するのであつて本規定は決して犯罪の發生を容認せんとするものではない

次に労働組合の団体交渉其の他の行為と謂ふのは労働組合としての集團的な行動は勿論、個々の組合員の行為をも意味し、それが正當なる行為なりや否やは具体的に個々の行為に付結局裁判所の認定に俟つ外はないが、一般には社會通念に依り常識的に判断すればよいのである。而して具体的行為が問題となつた場合にそれが労働組合又は其の組合員としての行為なりや否やの終局的な判断も裁判所が認定する譯であるが、労働者の団体であつて本法第二條の實體を備へるものはそれ丈けで本法の労働組合と認められるであらうし、第五條の設立に関する届出や第六條の行政官廳の決定があれば更に一層労働組合たることが明確になる譯である。

(二) 問 第二條の「監獄ニ於テ勤務スル者」の範圍如何

答 監獄に繼續的に勤務する社會的地位を有する者を謂ふと解すべきであつて監獄官制に所謂監獄職員よりは廣い意味を持つ。即ち雇員及傭人をも含む

(註) 聯合軍最高司令部より示された語は Employees of penal institute

(三) (イ) 問 第十一條の規定に違反すると罰せられることになつて居るが「不利益ナル取扱」とは何か

答 解雇は不利益なる取扱の最も顯著な例示であるが、物質的な待遇問題等の經濟的な不利益は勿論、勤務上の地位や仕事の分擔等の差別の如き社會的な不利益を結果する取扱

をも含むと解する

(ロ) 問 第十一條違反の罰則たる第三十三條を設けた理由如何、特に其の刑の重き理由如何

答 第三十三條第一項は使用者側に第十一條の違反があつた場合に其の違反行為者即ち解雇其の他不利益なる取扱を為し又は組合に加入せざる事又は是により脱退することを雇傭条件とする等の具体的な事實行爲に出た者を處罰する趣旨の規定であつて、斯かる行為を為すに付使用者としての意思決定に與つた人々も處罰の対象となるのである。本條に依る處罰が斯くの如き行為を爲した者に限定せられ使用者たる法人又は人に對する處罰を避けたのは使用者が國又は公共團體である場合に使用者處罰と謂ふことが意味を爲さぬと考へられたからである。

次に本條の犯罪の構成要件は他の場合に比して適當なる把握に困難なる場合が多いことが豫想せられるし、又斯かる紛議を直接司法機關に持ち込まれることは事の性質上如何にも妥當でなく、先づ労働委員會に於て此の問題を採り上げて然るべく解決し得るものは解決し、然らざるものに付てのみ檢事又は司法警察官に對し請求手續に出で處罰を求むるの意思表示があつた場合に始めて司法上の問題とすることが最も適切な處置であると考へられる。之れ第三十三條に第二項を設けた所以である。

此の種の請求は既に刑法中の國交に関する罪に於て用ひられて居る例があつて刑事訴訟法上の請求事件は告訴事件の規定の準用がある(二六七條第三項、二六八條第二項)のである。本法の場合に於ける労働委員會の請求は訴訟事件であるから労働委員會の請求なき限り假りに他より告訴、告發を為すことがあつても第十一條違反の罪を以て論ぜられることはない。

尚、労働委員會は法人に非ざる會議體であるから労働委員會を代表して請求行為を為す者を特定することを必要とする問題がここに存するのであるが、之れは委員會に関する他の規定と共に勅令に於て明記せねばならぬと考へて居る。

最後に、第十一條は本法の目的に照し基本的な實質を具へ嚴に其の規定の遵守が要請せられなければならないので、之れに臨む法定刑も本法の罰則中も重く規定した。尤も本法の罰則は全体として敢へて重きを狙はず専ら使用者及労働者兩當事者間の相互の自主的な問題の處理或ひは労働委員會に依る解決を期待して其の見地に罰則の基調を置いて居るから第三十三條の六月以下の禁錮云々は甚だ目立つ様であるが罰金刑のみを以ては足らざる場合をも考慮せらるるので、政府としては勞務法制審議會の答申を尊重し体刑中最も輕き法定刑とも申すべき程度のものをここに規定した次第である。

(四) 問 第十三條の規定に違反し總會の決議を経ずして基金を他の目的に流用した場合に之を處罰すべき罰則が必要ではないか

答 總會の決議を経ずして基金を不當に流用した場合に於て刑法の横領罪又は背任罪等に該當する行為の禁遏に備へる為ならば、敢へて別段の處罰規定を要せず刑法の各本條を以て臨めば十分であるし、又其の程度に迄至らないものは組合の自主的な判断又は民事訴訟上の解決に俟たしめ特別刑事上の罰則を以て裏付けることは不適當でありそれ程の必要はないと考へねばならない、之れ特に罰則を置かなかつた所以である

(五) 問 第十五條には罰則の裏付を必要と思ふが如何

答 本條に於ては組合は裁判所より解散を命ぜられて然る後に解消をすると謂ふ段階があるのではなく、直接に裁判所が組合を解散して仕舞ひ爾後當該労働組合は存在しないのであるから本條の違反と謂ふことを考へる余地はない。従つて處罰規定は之を必要としない。

尚本條に謂ふ法令違反は独り刑罰法令の違反に限定する譯ではなく且又法令違反が裁判上確定することを要するものではない。

(六) 問 第二十五條の規定に違反して爭議行為を為した場合に之を處罰すべき罰則が必要ではないか。

答 本條に對しては第十一條に對する場合との均衡上罰則を設けよとの御意見が出るのも御尤もと考へられるのであるが本法に於ては全体として努めて罰則規定を設けることを避け専ら使用者及労働者の兩當事者相互の自主的な問題處理或は労働委員會に依る解決を期待する建前を採つて居るのみならず労働組合が本條違反の爭議行為を屢々行ひ安寧秩序を紊すならば第十五條の規定で裁判所は労働委員會の申立に依り組合を解散すると謂ふことになつて居るからそれで充分と考へ此の點に關する勞務法制審議會の答申を尊重し特に罰則を設けなかつたのである。事實上の問題としても斯かる爭議行為を以て直ちに犯罪とし之を檢舉すると謂ふ事になれば却つて爭議を刺戟し深刻な對立に陥らしめ悪結果を招來する許りでなく、労働組合側が労働協約に調停又は仲裁の定めを置くことを非常に不利と為し之を規定しなくなることも豫想せられ何れにしても罰則を以て之に臨むことは不適當であると考へられる次第である

(七) 問 第二十九條に對しては第三十五條に罰則が定めてあるが其の刑（五百圓以下の罰金）は軽きに失すると思ふが如何

答 第三十五條の刑は工場法第二十一條の如き同種の立法と同じであつて不適當とは考へられない。

(八) 問 第三十條に對しては第三十四條に罰則が定めてあるが其の刑(千圓以下の罰金)は果して適當なりや、又「職務ニ關シ知得シタル秘密」とあるは意義明確を缺くと思ふが如何

答 第三十四條の刑は労働爭議調停法第二十一條（二百圓以下の罰金）の場合に比すると少々重いが他の同種の規定例へば國家總動員法第四十四條及第四十五條の場合（二年以下の懲役又は二千圓以下の罰金）や刑法第三百三十四條の場合（六月以下の懲役又は百圓以下の罰金）或ひは經濟關係罰則の整備に關する法律第六條の場合（五年以下の懲役）に對比すれば本法全体の刑の程度の均衡を考慮しずつと軽くなつて居る。労働委員會は非常に公的な性質を有し嚴正なる機關たらしめねばならないのであるから、第三十五條の場合よりも重く規定することは當然と考へられる次第である。

尚「職務ニ關シ知得シタル云々」は他の法令で「業務上取扱ヒタルコトニ付キ知得シタル云々」（刑法一三四條）、「職務上知得シタル云々」（國家總動員法四四條二項、經濟罰則整備法六條）、「職務遂行ニ關シ知得シタル云々」（國家總動員法四四條一項）、「職務

執行ニ関シ知得シタル云々」(同法四五條一二項)とあるのと法令の事実上の運用に於て左程の差違は生じない積りであるが「職務ニ関シ」とあるは刑法瀆職罪の場合の「職務ニ関シ」と同じ表現であつて、上述の他の用語例に比すれば最も廣きに亘る意味を持つと解せられる。語を換へて云へば、職務に關聯して知得したると謂ふ如き意味である。労働委員會の委員又は職員は職務に關聯して秘密事項を知得する機会が多いので廣く其の秘密保持の義務を規定するの要ありと考へられた結果本條が設けられたのである。而して秘密の中には法人又は人の個人的な業務、信用又は名譽等に関する所謂「私ノ秘密」のみならず國家公共團體等の公の立場より秘密即ち「公的ナ秘密」を含んで居ると解すべきである。

(九) 問 第三十二條第三項の規定に違反し労働條件其の他の待遇に関する規準を労働者に周知せしめない場合に其の使用者を處罰すべき罰則を要すると思ふが如何

答 御説の如き場合に工場法は千圓以下の罰金(二〇條)を以て臨んで居るが之れは同法の罰則体系が甚しく單純且包括的である結果であつて労働組合法は成るべく刑事上の罰を設けざるを基調とした建前上此の程度のものに罰金を科するのは不適當と考へ勞務法制審議會の答申を尊重し第三十七條に於て他の事項と共に五十圓以下の過料を規定するに止めた次第である。

(一〇) 問 第三十六條は國家に違反行為ありたる場合に適用ありや、又第三十六條の適用より第三十五條後段を除外した理由如何

答 第三十六條は結論として國家に對し適用がない。此の事は從來此の種の規定の解釈上争ひのないところである。従つて假りに特定の個人に付國家機關として第三十五條前段の違反行為ありとしても其の人は刑事責任を負はない。之れに反し其の人が國家機關たるの資格に於てではなく其の人個人として右の違反があるならば當然本條の適用がある。此の點に於て本條の規定は第三十三條第一項が假令國家機關としての行為に出でた個人に付てもそれが違反行為であれば處罰せられる趣旨を規定したのと對蹠的である。次に本條が第三十五條の後段を除外して居るのは同條後段に規定する作為又は不作為が何れも本條に謂ふ「法人又ハ人ノ業務ニ關する」ものと解すべきではなく、夫々の事實行為者を處罰すべきものであるからであつて、之れは独り本法のみが採れる態度ではない。

*審議關係史料として本書Ⅱに収録した1および2の文書は、本研究会が東京大学社会科学研究所で入手したものであるが、厚生労働省には現存しないので、同省から真正性の確認が得られているものではない。

(参考) 労働組合法正文 (昭和 20 年 12 月 22 日法律第 51 号)

史料出所：官報 (第 5685 号)

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル労働組合法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御 名 御 璽

昭和二十年十二月二十一日

内閣總理大臣	男爵	幣原喜重郎
司法大臣		岩田 宙造
厚生大臣		芦田 均
大藏大臣	子爵	澁澤 敬三
運輸大臣		田中 武雄

法律第五十一號

労働組合法

第一章 總則

第一條 本法ハ團結權ノ保障及團體交渉權ノ保護助成ニ依リ労働者ノ地位ノ向上ヲ圖リ經濟ノ興隆ニ寄與スルコトヲ以テ目的トス

刑法第三十五條ノ規定ハ労働組合ノ團體交渉其ノ他ノ行爲ニシテ前項ニ掲グル目的ヲ達成スル爲爲シタル正當ナルモノニ付適用アルモノトス

第二條 本法ニ於テ労働組合トハ労働者ガ主體ト爲リテ自主的ニ労働條件ノ維持改善其ノ他經濟的地位ノ向上ヲ圖ルコトヲ主タル目的トシテ組織スル團體又ハ其ノ聯合團體ヲ謂フ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ此ノ限ニ在ラズ

一 使用者又ハ其ノ利益ヲ代表スト認ムベキ者ノ参加ヲ許スモノ

二 主タル經費ヲ使用者ノ補助ニ仰グモノ

三 共濟事業其ノ他福利事業ノミヲ目的トスルモノ

四 主トシテ政治運動又ハ社會運動ヲ目的トスルモノ

第三條 本法ニ於テ労働者トハ職業ノ種類ヲ問ハズ賃金、給料其ノ他之ニ準ズル收入ニ依リ生活スル者ヲ謂フ

第四條 警察官吏、消防職員及監獄ニ於テ勤務スル者ハ労働組合ヲ結成シ又ハ労働組合ニ加入スルコトヲ得ズ

前項ニ規定スルモノノ外官吏、待遇官吏及公吏其ノ他國又ハ公共團體ニ使用セラルル者ニ關シテハ本法ノ適用ニ付命令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得但シ労働組合ノ結成及之ニ加入スルコトノ禁止又ハ制限ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第二章 労働組合

第五條 労働組合ノ代表者ハ組合設立ノ日ヨリ一週間以内ニ規約竝ニ役員ノ氏名及住所ヲ行政官廳ニ届出ヅベシ

前項ノ規定ニ依リ届出デタル事項ニ變更ヲ生ジタルトキハ一週間以内ニ之ヲ行政官廳ニ届出ヅベシ

第六條 前條第一項ノ届出アリタル場合ニ於テ當該組合第二條ニ該當セザルトキハ命令ノ

定ムル所ニ依リ労働委員會ノ決議ニ依リ行政官廳之ヲ決定ス
前項ノ規定ハ労働組合トシテ設立シタルモノ第二條ニ該當セザルニ至リタル場合ニ之ヲ準用ス

第七條 規約ニハ少クトモ左ノ事項ヲ記載スベシ

- 一 名稱
- 二 主タル事務所ノ所在地
- 三 法人タル組合ニ在リテハ法人タルコト
- 四 目的及事業
- 五 組合員又ハ構成團體ニ關スル規定
- 六 會議ニ關スル規定
- 七 代表者其ノ他役員ニ關スル規定
- 八 組合費其ノ他會計ニ關スル規定
- 九 規約ノ變更ニ關スル規定

第八條 規約法令ニ違反スルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ労働委員會ノ決議ニ依リ行政官廳ハ其ノ變更ヲ命ズルコトヲ得

第九條 労働組合ハ事務所ニ組合員又ハ構成團體ノ名簿ヲ備付クベシ

第十條 労働組合ノ代表者又ハ労働組合ノ委任ヲ受ケタル者ハ組合又ハ組合員ノ爲使用者又ハ其ノ團體ト労働協約ノ締結其ノ他ノ事項ニ關シ交渉スル權限ヲ有ス

第十一條 使用者ハ労働者ガ労働組合ノ組合員タルノ故ヲ以テ之ヲ解雇シ其ノ他之ニ對シ不利益ナル取扱ヲ爲スコトヲ得ズ

使用者ハ労働者ガ組合ニ加入セザルコト又ハ組合ヨリ脱退スルコトヲ雇傭條件ト爲スコトヲ得ズ

第十二條 使用者ハ同盟罷業其ノ他ノ爭議行爲ニシテ正當ナルモノニ因リ損害ヲ受ケタルノ故ヲ以テ労働組合又ハ其ノ組合員ニ對シ賠償ヲ請求スルコトヲ得ズ

第十三條 労働組合ハ共濟事業其ノ他福利事業ノ爲特設シタル基金ヲ他ノ目的ノ爲ニ流用セントスルトキハ總會ノ決議ヲ經ベシ

第十四條 労働組合ハ左ノ事由ニ因リテ解散ス

- 一 規約ヲ以テ定メタル解散事由ノ發生
- 二 破産
- 三 組合員又ハ構成團體ノ四分ノ三以上ノ多數ニ依ル總會ノ決議
- 四 第六條ノ規定ニ依ル決定
- 五 第十五條ノ規定ニ依ル解散ノ處分

第十五條 労働組合屢法令ニ違反シ安寧秩序ヲ紊リタルトキハ労働委員會ノ申立ニ依リ裁判所ハ労働組合ノ解散ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於ケル手續ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十六條 労働組合ハ其ノ主タル事務所ノ所在地ニ於テ登記ヲ爲スニ因リテ法人タルモノトス

本法ニ規定スルモノノ外労働組合ノ登記ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
労働組合ニ關シ登記スベキ事項ハ登記ノ後ニ非ザレバ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

第十七條 民法第四十三條、第四十四條、第五十條、第五十二條乃至第五十九條及第七十二條乃至第八十三條並ニ非訟事件手續法第三十五條、第三十六條、第三十七條ノ二、第三百三十六條第一項、第三百三十七條及第三百三十八條ノ規定ハ法人タル労働組合ニ之ヲ準用ス

第十八條 法人タル労働組合ニハ命令ノ定ムル所ニ依リ所得税及法人税ヲ課セズ

第三章 労働協約

第十九條 労働組合ト使用者又ハ其ノ團體トノ間ノ労働条件其ノ他ニ關スル労働協約ハ書面ニ依リ之ヲ爲スニ因リテ其ノ效力ヲ生ズ

労働協約ノ當事者ハ労働協約ヲ其ノ締結ノ日ヨリ一週間以内ニ行政官廳ニ届出ヅベシ

第二十條 労働協約ニハ三年ヲ超ユル有効期間ヲ定ムルコトヲ得ズ

第二十一條 労働協約締結セラレタルトキハ當事者互ニ誠意ヲ以テ之ヲ遵守シ労働能率ノ増進ト産業平和ノ維持トニ協力スベキモノトス

第二十二條 労働協約ニ定ムル労働条件其ノ他ノ労働者ノ待遇ニ關スル規準（當該労働協約ニ依リ規準決定ノ爲設置セラレタル機關ノ存スルトキハ其ノ定メタル規準ヲ含ム以下同ジ）ニ違反スル労働契約ノ部分ハ之ヲ無効トス此ノ場合ニ於テ無効ト爲リタル部分ハ規準ノ定ムル所ニ依ル労働契約ニ定ナキ部分ニ付亦同ジ

第二十三條 一ノ工場事業場ニ常時使用セラルル同種ノ労働者ノ數ノ四分ノ三以上ノ數ノ労働者ガ一ノ労働協約ノ適用ヲ受クルニ至リタルトキハ當該工場事業場ニ使用セラルル他ノ同種ノ労働者ニ關シテモ當該労働協約ノ適用アルモノトス

第二十四條 一ノ地域ニ於テ従業スル同種ノ労働者ノ大部分ガ一ノ労働協約ノ適用ヲ受クルニ至リタルトキハ協約當事者ノ雙方又ハ一方ノ申立ニ基キ労働委員會ノ決議ニ依リ行政官廳ハ當該地域ニ於テ従業スル他ノ同種ノ労働者及其ノ使用者モ當該労働協約（第二項ノ規定ニ依リ修正アリタルモノヲ含ム）ノ適用ヲ受クベキコトノ決定ヲ爲スコトヲ得協約當事者ノ申立ナキ場合ト雖モ行政官廳必要アリト認ムルトキ亦同ジ
労働委員會前項ノ決議ヲ爲スニ付當該労働協約ニ不適當ナル定アリト認ムルトキハ之ヲ修正スルコトヲ得

第一項ノ決定ハ公告ニ依リテ之ヲ爲ス

第二十五條 労働協約ニ當該労働協約ニ關シ紛争アル場合調停又ハ仲裁ニ付スルコトノ定アルトキハ調停又ハ仲裁成ラザル場合ノ外同盟罷業、作業所閉鎖其ノ他ノ争議行爲ヲ爲スコトヲ得ズ

第四章 労働委員會

第二十六條 使用者ヲ代表スル者、労働者ヲ代表スル者及第三者各同數ヨリ成ル労働委員會ヲ設ク

使用者ヲ代表スル者ハ使用者團體ノ推薦ニ基キ、労働者ヲ代表スル者ハ労働組合ノ推薦ニ基キ、第三者ハ使用者ヲ代表スル者及労働者ヲ代表スル者ノ同意ヲ得テ行政官廳之ヲ委嘱スベキモノトス

労働委員會ハ中央労働委員會及地方労働委員會トス特別ノ必要アルトキハ一定ノ地區又ハ事項ニ付特別労働委員會ヲ設クルコトヲ得

労働委員会ノ委員及命令ヲ以テ定ムル職員ハ之ヲ法令ニ依リ公務ニ従事スル職員ト看做ス

労働委員会ニ關スル事項ハ本法ニ定ムルモノノ外勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十七條 労働委員会ハ第六條、第八條、第十五條、第二十四條及第三十三條ニ規定スルモノノ外左ノ事務ヲ掌ル

- 一 労働争議ニ關スル統計ノ作成其ノ他労働事情ノ調査
- 二 團體交渉ノ斡旋其ノ他労働争議ノ豫防
- 三 労働争議ノ調停及仲裁

労働委員会ハ労働条件ノ改善ニ關シ關係行政廳ニ建議スルコトヲ得

第二十八條 労働委員会ハ公益上必要アリト認ムルトキ又ハ關係者ノ請求アルトキハ其ノ會議ヲ公開スルコトヲ得

第二十九條 労働委員会其ノ事務ヲ行フ爲必要アルトキハ使用者又ハ其ノ團體、労働組合其ノ他ノ關係者ニ對シ出頭ヲ求め、報告ヲ徴シ若ハ必要ナル帳簿書類ノ提出ヲ求め又ハ委員若ハ第二十六條第四項ノ命令ヲ以テ定ムル職員（以下職員ト稱ス）ヲシテ關係工場事業場ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

第三十條 労働委員会ノ委員若ハ委員タリシ者又ハ職員若ハ職員タリシ者ハ其ノ職務ニ關シ知得シタル祕密ヲ漏泄スルコトヲ得ズ

第三十一條 第三章ノ規定ハ労働委員会ノ關與シタル労働条件其ノ他ノ労働者ノ待遇ニ關スル規準ニ關スル協定ニシテ労働組合其ノ當事者タラザルモノニ付之ヲ準用ス

第三十二條 一定ノ労働者ノ労働条件其ノ他ノ待遇特ニ適切ナラザルトキハ労働委員会ハ其ノ實情ヲ調査シ改善ノ具體案ヲ作成シテ行政官廳ニ建議スルコトヲ得

前項ノ建議アリタル場合ニ於テ行政官廳必要アリト認ムルトキハ關係使用者ニ對シ労働条件其ノ他ノ待遇ニ關スル規準ヲ指示スルコトヲ得

使用者前項ノ指示ヲ受ケタルトキハ遲滯ナク之ヲ労働者ニ周知セシムルコトヲ要ス

第二項ノ規定ニ依リ指示アリタル規準ハ關係使用者及關係労働者ニ付労働協約ト同一ノ效力ヲ有ス

第五章 罰則

第三十三條 第十一條ノ規定ノ違反アリタル場合ニ於テハ其ノ行爲ヲ爲シタル者ハ六月以下ノ禁錮又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ罪ハ労働委員会ノ請求ヲ待テ之ヲ論ズ

第三十四條 第三十條ノ規定ニ違反シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十五條 第二十九條ノ規定ニ違反シ報告ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ報告ヲ爲シ若ハ帳簿書類ノ提出ヲ爲サズ又ハ同條ノ規定ニ違反シ出頭ヲ爲サズ若ハ同條ノ規定ニ依ル検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十六條 法人又ハ人ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シ前條前段ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ其ノ法人又ハ人ハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

前條前段ノ規定ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ

成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

- 第三十七條 左ノ場合ニ於テハ労働組合ノ代表者又ハ清算人ヲ五十圓以下ノ過料ニ處ス
- 一 第五條又ハ第十九條第二項（第三十一條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ違反シ届出ヲ爲サズ又ハ虚偽ノ届出ヲ爲シタルトキ
 - 二 第九條ノ規定ニ違反シ名簿ノ備付ヲ爲サザルトキ
 - 三 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依ル登記ヲ爲スコトヲ怠リタルトキ
 - 四 第十七條ニ於テ準用スル民法第七十九條又ハ第八十一條ノ規定ニ違反シ公告ヲ爲サズ又ハ不正ノ公告ヲ爲シタルトキ
 - 五 第十七條ニ於テ準用スル民法第八十一條ノ規定ニ違反シ破産宣告ノ請求ヲ爲サザルトキ
 - 六 第十七條ニ於テ準用スル民法第八十二條又ハ非訟事件手續法第三十六條ノ規定ニ依ル裁判所ノ検査ヲ妨ゲタルトキ
- 第十九條第二項（第三十一條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ違反シ届出ヲ爲サズ又ハ虚偽ノ届出ヲ爲シタルトキハ労働組合以外ノ労働協約ノ当事者（当事者團體ナルトキハ其ノ代表者トス）ヲ五十圓以下ノ過料ニ處ス
- 使用者第三十二條第三項ノ規定ニ違反シタルトキハ五十圓以下ノ過料ニ處ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行ノ際現ニ存スル労働組合ハ本法施行ノ日ヨリ一週間以内ニ第五條第一項ノ規定ニ準ジ届出ヲ爲スベシ

登録税法中左ノ通改正ス

第十九條第七號中「産業組合聯合會」ヲ「産業組合聯合會、労働組合」ニ、「産業組合法」ヲ「産業組合法、労働組合法」ニ改ム

JILPT 国内労働情報

労働組合法立法史料研究Ⅲ

<労働関係法令立法史料研究会>

発行年月日 2016年3月31日

編集・発行 独立行政法人 労働政策研究・研修機構

〒177-8502 東京都練馬区上石神井 4-8-23

(照会先) 研究調整部研究調整課 TEL:03-5991-5104

印刷・製本 株式会社 コンポーズ・ユニ

©2016 JILPT

Printed in Japan

*全文はホームページで提供しております。(URL:<http://www.jil.go.jp/>)